



議会報

ならは



林城仮設集会所



谷川瀬分室 (午前)



上荒川仮設集会所



高久第8仮設集会所



宮里仮設集会所



高久第9仮設集会所



ビッグパレットふくしま



谷川瀬分室 (午後)

町民と議会との懇談会を実施しました。県内8カ所、総勢約600名皆さまにご参加いただきました。皆さまからいただいたご意見ご要望は、国・県・町や各関係機関へ要望活動を通じて確実に伝えていきます。今後も開催場所や開催方法などを精査し、引き続き実施してまいります。

■ 平成26年3月定例会 3/11(火)～14(金)

- ▶ 平成26年3月定例会……………1～4ページ
- ▶ 請願事件……………5ページ
- ▶ 町政諸般報告……………6ページ
- ▶ 町政を問う【一般質問】……………7～14ページ
- ▶ 臨時議会……………15ページ
- ▶ 全員協議会……………16～18ページ
- ▶ 委員会のうごき……………19～21ページ
- ▶ 議会の活動……………22ページ

平成26年

第164号

5月1日
発行

3月定例会で議決された事項について、

—震災から三年、犠牲者を悼み黙祷—

平成26年3月11日、東日本大震災から3年目となるこの日、3月檜葉町議会定例会において、議員並びに町長、町執行部など出席者全員により、犠牲になられた方々を悼み1分間の黙祷が捧げられました。

犠牲になられた方々に対し、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



町道の認定

路線名 ならはスマートインター線

大谷地内を起点・終点とした、ならはスマートインターチェンジ(仮称)との連結に必要な管理道路部分を新規認定するため。【全員賛成：可決】

建設工事委託協定の変更

公共下水道南地区浄化センター災害復旧事業に係る 建設工事委託の基本協定の変更

北地区浄化センター遠方監視装置復旧による協定額の増額変更のため。【全員賛成：可決】

檜葉町議会定例会

お知らせします。

◆提出された案件については、慎重に審議された結果、原案どおり可決・承認されました。

議決案件【29案件】	
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度檜葉町東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定について 檜葉町課設置条例の改正について 檜葉町長等の給与の特例に関する条例の改正について 檜葉町職員の給与に関する条例の改正について 檜葉町保健福祉会館条例等の改正について 檜葉町道路占用料徴収条例の改正について 檜葉南工業団地公園条例の廃止について 檜葉町研修センターの設置及び管理に関する条例の廃止について 平成25年度檜葉町一般会計補正予算（第7号） 平成25年度檜葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 平成25年度檜葉町下水道事業特別会計補正予算（第5号） 平成25年度檜葉町介護保険特別会計補正予算（第3号） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度檜葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 平成26年度檜葉町一般会計予算 平成26年度檜葉町国民健康保険特別会計予算 平成26年度檜葉町下水道事業特別会計予算 平成26年度檜葉町住宅用地造成事業特別会計予算 平成26年度檜葉町介護保険特別会計予算 平成26年度檜葉町後期高齢者医療特別会計予算 工事請負契約の締結について 工事請負契約の締結について 工事請負契約の変更について 工事請負契約の変更について 工事請負契約の変更について 工事請負契約の変更について 建設工事委託に関する協定の変更について 町有財産の処分について 町有地の処分について
請願事件の審査【1案件】	
<ul style="list-style-type: none"> TPP交渉に関する意見書の提出について【全員賛成：採択】 	

条例の制定・改正・廃止

平成26年度檜葉町東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定

平成24・25年度に引き続き、個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税並びに介護保険料を減免するため。【全員賛成：可決】

檜葉町課設置条例の改正

放射線に伴う健康管理に関する事務を住民福祉課の所管とするため。【全員賛成：可決】

檜葉町保健福祉会館条例等の改正

消費税法一部改正、地方税法及び地方交付税法の一部改正に伴い公共施設等の使用料等を改定するため。【全員賛成：可決】

〈対象〉檜葉町保健福祉会館・檜葉町下水道・檜葉町行政財産使用料・雇用促進住宅・公営墓地・応急仮設住宅合併処理浄化槽・公民館・体育館・屋外スポーツ施設・夜間運動用照明灯

檜葉町道路占用料徴収条例の改正

消費税法一部改正、地方税法及び地方交付税法の一部改正に伴い、消費税率及び地方消費税率の改正等のするため。【全員賛成：可決】

檜葉南工業団地公園条例の廃止 檜葉町研修センターの設置及び 管理に関する条例の廃止

オフサイトセンター施設用地となることに伴い廃止となるため。【全員賛成：可決】

檜葉町職員の給与に関する条例の改正

福島県人事委員会報告を踏まえ、通勤手当の上限額を改定するため。【全員賛成：可決】

檜葉町長等の給与の特例に関する条例の改正

昨年度から引き続き檜葉町長等の給与の特例期間の延長のため。【全員賛成：可決】

町有財産・町有地の処分

町有財産の処分

南工業団地敷地の一部をモックアップ施設用地とするため、土地及び建物を処分するため。

【全員賛成：可決】

▽山田岡字仲丸1番15 ほか6筆

宅地30,668.39㎡・雑種地5,212㎡

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建1棟 ほか4棟
延べ面積 5,139.17㎡

▽価格 2億8171万4913円

▽相手方 (独)日本原子力研究開発機構

町有地の処分

南工業団地敷地の一部をオフサイトセンター施設用地とするため、土地及び建物を処分するため。

【全員賛成：可決】

▽山田岡字仲丸1番77 ほか1筆

宅地9,215.18㎡

▽価格 4865万6150円

▽相手方 福島県



【南工業団地】



【起立による採決】

平成25年度補正予算

【一般会計予算(第7号)】

歳入歳出予算に14億6315万7千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ82億2974万円とする。【全員賛成：可決】

【国民健康保険特別会計(第3号)】

歳入歳出予算に3400万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ19億9400万円とする。【全員賛成：可決】

【下水道特別会計予算(第5号)】

歳入歳出予算に270万1千円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ10億7961万6千円とする。【全員賛成：可決】

【介護保険特別会計予算(第3号)】

歳入歳出予算に4278万1千円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ8億5770万5千円とする。【全員賛成：可決】

【後期高齢者医療特別会計予算(第2号)】

歳入歳出予算に190万円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ2080万円とする。【全員賛成：可決】

工事請負契約

工事請負契約の締結

モックアップ施設建設予定地解体工事の締結
【全員賛成：可決】

▽旧 二葉加工紙工場解体工事

▽旧 高野工業工場解体工事

工事請負契約の変更

各工種の精査により契約額の減少のため変更
【全員賛成：可決】

▽北地区管渠災害復旧工事 (1工区) (2工区)

▽南地区管渠災害復旧工事 (1工区) (2工区)

＝ 平成26年度当初予算 ＝

平成26年度は、震災等の影響により、これまで以上に自主財源の確保が難しい状況となる一方で、復興計画の実現に向けた取組の推進が求められ、財源確保が重要な課題となります。

このような中「新生ならば」のために必要な施策に重点的に配分する予算編成となりました。

【楢葉町一般会計予算】

≪予算総額≫

111億9900万円

≪前年比≫

23億1800万円（26.1%）の増

≪うち自主財源：町税等≫

48億2565万4千円（43.1%）

≪うち依存財源：国県支出県≫

63億7334万6千円（56.9%）

主な事業は下記のとおりです。

「防災集団移転促進事業」「災害公営住宅整備事業」

「津波被災住宅再建支援事業」「残地廃瓦処分事業」

「大震災記録誌発行業務」「まちづくり会社への出損」

「商業協同店舗・交流館建築の実施設計業務」

「個人線量計やガラスバッジの校正事業」

「メディカルセンター運営事業」

「一時帰宅支援バス運行委託」など

【住宅用地造成事業特別会計予算】

≪予算総額≫327万5千円

≪前年比≫ 102万2千円の減

主な事業、「予備費：327万3千円」など。

【下水道事業特別会計予算】

≪予算総額≫3億4690万円

≪前年比≫ 5億5910万円の減

主な事業、「施設管理委託料：5015万4千円」「公共下水道施設災害復旧費：2790万5千円」など。

【介護保険特別会計予算】

≪予算総額≫8億8650万円

≪前年比≫ 6050万円の増

主な事業、「保険給付費：7億5997万1千円」「保健福祉事業費：8198万7千円」など。

【国民健康保険特別会計予算】

≪予算総額≫15億1490万円

≪前年比≫ 1億9140万円の増

主な事業、「一般被保険者医療給付費：10億7629万9千円」「後期高齢者支援金：1億5263万6千円」など。

【後期高齢者医療特別会計予算】

≪予算総額≫2400万円

≪前年比≫ 150万円の増

主な事業、「後期高齢者医療広域連合給付金：1999万9千円」など。

請願事件について

《請願の趣旨》

TPPは農林水産業のみならず、食の安全、医療、保健、ISDなど国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも、みずからの議会から情報開示を求められており、我が国でも早急に十分な情報を開示すべきであるため、意見書を政府及び関係機関に提出くださるよう請願する。

《請願者》

ふたば農業協同組合 代表理事組合長 志賀秀榮

《付託委員会（経済福祉常任委員会）による審査意見》

本請願について審査した結果、楡葉町の主たる産業は農業であり、本請願の趣旨に鑑みれば、当町のみならず、双葉郡、ひいては我が国の農業並びに国益を守ることにもつながることとなるため妥当性があると判断し、採択とした。

《意見書の提出》

本請願の採択を受け、下記により意見書を提出しました。

- ◆提出先 内閣総理大臣・衆議院議長・参議院議長・外務大臣・農林水産大臣・経済産業大臣
内閣官房長官
- ◆提出日 平成26年3月18日 提出
- ◆意見書の内容（下記のとおり）

TPP交渉に関する意見書

TPP交渉は、昨年末までの妥結を目指して進められてきたが、12月にシンガポールで開催されたTPP閣僚会合では市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、年内妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなった。

安倍総理初め政府の主要閣僚及び与党幹部は、国会及び自民党による決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、両決議は実質的な政府方針となっている。今後とも国益をかけたきわめて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければならない。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは農林水産業のみならず、食の安全、医療、保健、ISDなど国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも、みずからの議会から情報開示を求められており、わが国でも早急に十分な情報を開示すべきである。

以上を踏まえ、政府に対しTPP交渉において、下記の事項を必ず実現するよう強く要請する。

記

1. TPP交渉において衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること。
2. TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年3月18日

福島県双葉郡楡葉町議会

= 町政諸般報告 =

3月定例会においては、下記の内容について町政報告がありました。

報告
1

【年末年始の特例宿泊】

昨年の12月28日から本年1月5日までの最大8泊9日における避難指示解除準備区域での宿泊を実施いたしました。期間中における宿泊実績は166世帯・317人となりました。

報告
2

【平成26年榎葉町成人式】

1月12日、榎葉小中学校仮設校舎体育館において、対象者94名中81名が出席し、開催いたしました。今年の成人者の中にはJFAアカデミー福島の1期生6名も出席、大変にぎやかな式となりました。

報告
3

【福島・国際研究産業都市構想策定に向けた米国視察】

1月12日から8日間の行程で、米国のロボット開発に係る研究機関や災害対応訓練施設及び放射性物質汚染地域で20年間にわたり、除染・廃炉作業が続けられ現在復興を遂げつつあるハンフォード・サイトの視察を行いました。視察を通して、榎葉町を始めとする双葉地域の経済産業の再生・進展を図るには、国における産業や研究機関の誘致と町におけるコミュニティ形成などの基盤づくりが重要と感じました。

報告
4

【中間貯蔵施設に関する動き】

1月27日に中間貯蔵施設に係る配置の再検討について、福島県より国に申し入れるよう要望、双葉郡8町村と県との協議を経て県より国へ申し入れが行われ、現在国において検討されているところです。結果的に大熊町・双葉町にご負担をおかけすることとなり、大変複雑な思いです。

報告
5

【榎葉町表彰式】

震災により表彰式の開催を見合わせていましたが、2月1日、長年にわたり地方自治や農業振興に功績のあった方々に対し、特別功労章、功労章、感謝状をそれぞれ贈呈いたしました。

報告
6

【榎葉町新春交歓会】

震災から3年ぶりとなる新春交歓会が開催され、国会議員、県議会議員、いわき市長並びに会津美里町長ほか約170名が参加し、町復興に向けての機運を高めました。

報告
7

【常磐自動車道の再開通】

広野ICから常磐富岡ICまでの区間再開通に伴う開通式が2月22日に行われ、同区間が震災以降3年ぶりに開通となりました。

報告
8

【東京大学との連携・協力に関する協定締結】

国立大学法人東京大学と放射性物質による汚染の測定及び除染の連携・協力に関する協定を3月1日付で締結いたしました。

報告
9

【除染の進捗状況等】

当町の国直轄除染は今年の3月で作業が終了予定、おおむね計画どおり進んでいると考えています。除染の効果については、現在除染検証委員会にて検証が行われており、4月上旬にも報告いただける予定となっています。

報告
10

【東日本大震災犠牲者追悼式】

3月9日榎葉町役場においてご遺族・町議会議員・関係団体の方々の参列を賜り実施いたしました。犠牲となられました13名を偲び、大震災による被害の記憶を風化させることなく、町の復興を心に深く刻み、改めて災害に強いまちへの再生を強く決意したところです。



◆帰町に向けた取り組みについて

問 帰町時期の判断を春に行うとされているが、安全の確保、除染の効果、除染廃棄物等の管理体制、放射線モニタリングの実施体制、放射線影響への対応体制、原子力発電所の安全対策、防災防犯対策について

答 (町長) 町民が生活する上での安全確保と生活に必要な機能の回復は帰町の大前提、大きく除染と原子力発電所の問題がある。除染について、現在檜葉町除染検証委員会において除染の効果を検証。原子力発電所については、檜葉町原子力防災対策検討委員会を設置、原子力発電所の現状及び安全対策を確認、町民の安全確保のため実施すべき原子力防災対策について審議している。安全の確保に対して求められる要件を一つ一つ検証し、今後も安全・安心のため対策がしっかりと講じられていくことを確認してまいりたい。

問 原子力発電所の安全対策が一番重要である。

答 (環境防災課長) 立地町で構成している所在町協議会も含め、国や東電に対し現地の状況を的確に迅速に把握し、責任と主体性を持って取り組み、安全に廃炉が進むよう引き続き現地

体制を含め、さらなる充実、強化を図ることを要望していく。

問 生活に必要な機能の回復(電気、ガス、通信、上下水道、インフラ、学校、保育、医療、介護、福祉、買物環境)などについて

答 (町長) 安全の確保とともに帰町の大前提となる生活に必要な機能の回復について、電気、通信、上下水道、交通インフラは、警戒区域の見直し以降、ほぼ復旧している状況にある。買物環境、医療、介護、福祉、学校、こども園についても復旧、準備を進めている。役場機能は、帰町可能と判断された後は檜葉で一部機能を再開する。

町民の帰還に当たり、住宅再建も重要な課題であり、住宅再建に取り組みされる上での障害は可能な限り解消できるよう努めていく。

問 井戸水や沢水を使用している場合の状況は把握しているか。

答 (生活支援課長) 井戸水は賠償が支払われており、沢水は賠償の中で新たな水源地の確保も含め検討している。

問 防災、防犯への対応は

答 (町長) 消防団員は、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故により県内外に避難しており、従来の分団単位での組織的活動が困難な状況にある。住民の方々が安心できるよう、地域防災のかなめである消防団の組織維持を図っていきたい。

◆賠償について

問 帰町期日の判断と賠償の関係について

答 (町長) 帰町時期により精神的損害賠償の終期、また家屋等の財物賠償の支給割合に影響を及ぼすことは事実。帰町判断後、国と協議することとなる解除時

期により、町民の皆様の不利益が生じないように、国や東京電力に対し粘り強く交渉していきたい。

問 町長の言う全損とはどういうことなのか

答 (町長) 警戒区域に指定されていた区域内の財物は全て全損扱いとすべきであるというふうに考えている。財物賠償の全損扱いについては、今後も粘り強く国に対して交渉していききたい。

帰町時期の判断を春に行うが、全損との関連ということだが、解除時期によって帰町時期が事故後6年以内となり、全損の取り扱いの要件を満たさなくなる可能性があるため、先の答弁のとおり20km圏内は全損扱いとなるよう粘り強く交渉してまいりたい。

問 生活の再建ができるような賠償をしてもらわねばならないと思うが

答 (生活支援課長) 国で示した第四次追補において、避難者の生活再建に関する賠償の一定の指針が示された。移住や住宅の建替え、大規模修繕など生活再建に関するものが、避難指示解除準備区域についても合理的と認められるものについては費用の75%相当する額について賠償の対象とすべきとなっている。避難者に負担がかからないよう不公平感を与えないよう、県原子力対策協議会として緊急要求を東電に対し行っている。

答 (町長) 警戒区域内は全て全損扱いとすべきであり、町民が不利益を被らないように、なるべく多く賠償支払いが行われるよう引き続き交渉していききたい。



◆今後の波倉地区の利用について

問 中間貯蔵施設及び保管庫設置が候補地から削除されたが、どのように考えるか

答 (町長) 中間貯蔵施設配置の再検討について、県から国に申し入れるよう要望し、その後、双葉郡8町村と県との協議を経て、県より国へ申し入れが行われところである。結果的に大熊町、双葉町ご負担をおかけすることとなり、大変複雑な思いがあるが、楡葉町としては、双葉郡復興の前線拠点として、復興を牽引する役割を全力で担ってまいりたい。

問 新聞で報道された焼却灰固化設備の概要について

答 (町長) フクシマエコテッククリーンセンター埋立処分計画(案)によれば焼却灰は雨水等の接触による放射性廃棄物の溶出量の低減を図るため、セメントにより固形化することとしており、県では地域住民等の安心安全や作業効率性を高める観点から場外に設置すべきとして国に申し入れをしている。

問 関係する地区等に情報提供はされているのか

答 (町長) 環境省で詳細について示した時点でしっかり説明されると考えている。その時点で意見も聞きながら協議していきたいと考えている。

問 今後、波倉地区をどのように活用するのか

答 (町長) 町の考え方も踏まえ、福島県から国へ申し入れを行っている段階であり、生活再建、地域振興策を含め、国が総合的に検討した結果、福島県へ回答される内容を注視してまいりたい。

◆各種補助制度について

問 セメント瓦の交換に町からの補助が必要と考えるか

答 (町長) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を活用して、屋根瓦の修繕した方もいるが、現在この制度は終了している。現時点では東電の財物賠償により対応願いたいと考えている。

問 セメント瓦の交換費用の町独自の補助制度などがあれば帰町者も増えると思うが

答 (町長) 制度を使って処理することも検討しているが、非常に厳しい財政状況に陥っているということも事実。財物賠償は、一定程度東京電力との交渉によって可能な部分があるので、それらを踏まえて検討させていただきたい。

問 町内に住宅を新築する建設費や土地購入費等の補助制度の創

設や固定資産税の減免措置等を行い、定住を促進させる策が必要と考えるが

答 (町長) 帰町を考えている方への支援はもとより、転入者の受け入れ環境整備も重要と考えている。補助制度の創設など必要な施策について、国・県と協議しながら検討したい。固定資産税減免措置等についても、代替住宅用地あるいは代替家屋の軽減特例等を含めて考えていきたい。

◆屋内汚染について

問 屋内汚染測定結果を示していただきたい

答 (町長) cm^3 あたり最大23ベクレルという値。また、雨が室内に侵入した住宅14件の追加調査を行い現在分析中

問 もともとなかったものであり、居住空間である室内にそういう個所があるのが問題

答 (放射線対策課長) 室内調査など状況把握というのも必要だと考えている。そういった相談に対応するような相談員も含めた一定程度の制度が必要だろうと考えている。

問 内部被ばく管理についてどのように考えるか

答 (町長) 今後は内部被ばくの管理が大切であると考えている。定期的にホールボディカウンター検査を受検していただくことが必要。町としても定期的に環境モニタリングを行いながら状況把握に努めてまいりたい。



◆今春、町への帰還を判断するようだが、その体制づくりはどの程度整っているか

問 現在、配布されている個人線量計では不足がある。高性能のものを別に配布してはどうか

答 (町長) 現段階ではモニタリングの対象とすべきなのはセシウムであるため、ガンマ線を捕捉できる空間線量計を配布しているが、それによりストロンチウムやプルトニウムに関する対策も十分とれるという知見を得ている。

問 モニタリングポストの増設について

答 (町長) モニタリングポストの設置は原子力規制庁が実施しており、檜葉町内では現在42基が稼働している。町としては今後、モニタリング車等も活用しつつ必要であれば追加設置も要望していく。

問 健康維持の観点から食料放射性物質検査体制をより充実させるべきと思うが

答 (町長) 現在檜葉町内での食品検査は簡易分析器6台、ゲルマニウム半導体検出器1台の計7台で検査を実施。今後、検体を破壊しないで測定する非破壊

検査器等の導入なども含め検査体制等の整備してまいりたい。

問 介護福祉の更なる充実を図らねばならないと感じるが

答 (町長) リリー園、デイサービスセンターやまゆり荘については帰町に向けて事業再開の準備中。檜葉ときわ苑は内郷地区に仮設が再開。町内の施設は当面通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションを行う施設として再開する計画である。徐々にではあるが、介護施設の充実が図られていくものと考えている。

問 風評被害も含め安全性確保の方向性はどうか。

答 (町長) 水稻の実証栽培の検査結果及び木戸川のサケの放射性物質検査の結果において、基準を超えるものなかった。今後も引き続き調査を行ない風評対策と全品検査体制の構築等について検討してまいりたい。

問 フォローアップ除染について、体制づくりとその方法、また、町民が知らない間に済ますことのないよう対応すべきと思うが

答 (町長) 方針を早期に提示をし、住民への情報提供を国へ申し入れていきたい。

問 仮置き場にある、トンバグの処分方法は

答 (町長) 中間貯蔵施設の位置づけが政府から示されていない。全てに係ってくる問題なので順次整理をして、言うべきところは迅速に訴えていきたい。

問 焼却灰セメント固化施設の場所は決定したのか。また安全性は確保できるのか。

答 (町長) 内容については現在国において検討されていると思

われるが、安全性はもちろん、廃棄物量を精査した上での配置の見直しや30年後の県外処分法制化さらには生活再建や地域振興策等を総合的に検討して回答されるものと認識している。

問 学校再開の取り組みについて、いわきと檜葉及びその他の地域を含めた分舎化を考えているのか、または送迎主体の方向性を考えているのか

答 (教育長) 小学校や中学校の施設の整備はもちろん、帰町時期が決定した際にはアンケートなどを実施し就学人員を把握した上で分舎化も視野に考えてまいりたい。檜葉町での学校再開に伴い、当然、送迎の方法も検討しなければならないと考えている。

問 中高一貫教育の現実性は

答 (教育長) 中高一貫校について、広野町に施設設置が決定し、平成27年度高校が開校という計画が示されている。中学校については併設型にするか、それぞれの町村の学校と連携する連携型にするか、正式には決まっていない。

問 中学校が併設型となった場合、現在建設している校舎はいらなくなってしまわないか

答 (教育長) 保護者の選択肢が併設型の一貫校を選ぶか郡内の中学校を選ぶか、選択肢がふえるという考えである。

問 なぜ子供だけ檜葉に返すのかという声が多くあるようだが

答 (教育長) 檜葉に開校し、帰って向こうの校舎で学びたいという意見が次第に多くなり、最終的な着地点として檜葉で就学という流れになればと考えている。



◆帰町時期を判断するに当たっての今後の取り組みについて

問 道の駅ならはの現状と今後の取り組みについて

答 (町長) 現在双葉警察署に貸与となっており、今後帰町に向け改修等を実施するとともに、双葉警察署の移転など総合的に勘案しながら対応していきたい。

問 どのぐらいの目安で双葉警察署の移転を考えているのか

答 (町長) 富岡町の除染やインフラ等の復旧等々の影響もあり今の時点ではお示しできない。

問 竜田駅周辺の今後の取り組みについて

答 (町長) 檜葉町土地利用計画アクションプランに基づき事業所や就業者、研究者のための居住、宿泊場所、さらには駅前広場、JR常磐線を横断する連絡通路等を整備する予定、また、JR常磐線は町の帰町判断に合わせて運行を再開することとなっている。

問 木戸駅周辺の今後の取り組みについて

答 (町長) 今後、町の復興を推進していく中でJヴィレッジを復興のシンボルに位置づけている。その玄関口である木戸駅周

辺についても、従前の整備計画の見直しも含め、にぎわいとゆとりのある空間を目指して取り組んでいく。

問 Jヴィレッジの現状と今後の取り組みについて

答 (町長) 現在、廃炉作業に係る事務所や作業員宿舍や東京電力福島復興本社の本部機能も置かれている。今後、2020年の東京オリンピック開催を念頭にJヴィレッジ復旧及び施設再開に向け支援を行うとともに、被災地のシンボルとなるよう、改めて国へ強く要望していきたい。

問 Jヴィレッジについて、今後サッカー場だけでいいのか疑問に思うが

答 (町長) 記念になる施設に変えらうという考え方もあるが、モックアップ施設なども含めた広いエリアを見ながら、それらも踏まえ進めたいと考えている。

問 木戸ダムの現状(ダム湖底除染)と今後の取り組みについて

答 (町長) 現在のダムの湖底の放射性物質濃度は、国の発表ではキログラム当たり1万6,800ベクレルとなっている。檜葉町除染検証委員会において木戸ダムの構造上、ダム底のセシウムが流れ出る可能性は低いということが確認され、安全は確保されていると考えているが、町民の不安感が根強いことから、不測の災害による取水中の放射性物質混入をモニタリングできる高頻度の水道水放射性物質モニタリングシステムの設置や必要に応じたダム湖への対応検討を国へ求める考えである。

問 木戸川河川(漁協)の今後の取り組みについて

答 (町長) 現在、木戸川漁業協同組合の復旧復興再生計画に基

づき関連施設の被災調査、実施設計等を発注、また、サケモニタリング調査等を実施、今後、関連施設の復旧工事等に取り組んでいく。

問 しおかぜ荘の現状と今後の取り組みについて

答 (町長) 平成26年度に復旧工事に着手する予定。なお、温泉施設は一部改修を行い一時帰宅者などに無料で入浴サービスの提供を行っている。今後帰町時期には一般営業が可能となるよう対応してまいりたい。

問 ならは復興会社の今後の取り組みについて

答 (町長・復興推進課長) 町の商工関係者や金融機関の代表、住民、学識経験者などから成る設立準備会を開催。今後会議を重ね、6月1日の設立を目指す。場所はこども園付近を予定。活動については自宅の管理代行や高齢者の支援、国の生活相談員など様々な住民の支援となるような取り組みを考えている。

問 檜葉復興ICの今後の取り組みについて

答 (町長) 現在、関係機関等のワーキンググループを設置し取り組みを進めているところ、今後協議を重ね、インターチェンジ設置に向けた地区協議会の設置なども含めて関係機関と協議、調整してまいりたい。

問 檜葉町の小学校・中学校の今後の取り組みについて

答 (教育長) 小学校は南小学校での学校再開を考え災害復旧工事を実施しているところ、中学校は平成26年度完成を目指して工事を進めているところであり、平成27年度以降いつでも学校再開ができるように準備を進めている。



◆ 檜葉町帰町計画（案）について

問 帰町計画に対する町民意見の反映について

答（町長）帰町の判断に当たっては安全の確保、生活に必要な機能の回復のそれぞれに求められる要件が充足されているかをしっかりと検証しその結果を町民の皆様へ説明し、意見を伺う機会を設けそれをもとに判断をしていく考えである。

問 町長は賠償問題に関し全損扱いであると以前から表明しているが具体的な要請先など示していただきたい。

答（町長）双葉郡8町、福島県、経産省、文科省等々に出向きさまざまに要望してきている。

問 帰町判断の進め方について

答（町長）復旧・復興のための施策、取り組みの状況を踏まえ各要件が充足されているかを確認しその結果を町民、議会に説明し、聴取したご意見も参考に総合的に勘案した上で帰町の判断をしていきたい。

問 帰町判断の延期時の対応について

答（町長・復興推進課長）延期に至った要因に速やかに対処

し、見通しが立った段階で次の判断時期を設定したいと考えている。慎重に考える町民や早く帰りたい町民に対しいろんな角度からサポートをしながら、町民自身が帰町に向けて取り組めるような仕組みづくりなど町を取り戻すのだという気運を高めながら、しっかりと延期時の対応については取り組んでいきたい。

問 檜葉町で開所する医療関係者はいるのか

答（住民福祉課長）現在、ときクリニックは内装や器具の整備等帰町に向けて準備を進めており、蒲生歯科医院は避難している住民のため上荒川に仮設の歯科医院を立ち上げ診療を行っている。今後、徐々に檜葉のほうにスライドしていくというような計画で進めている。

問 帰町と住宅再建の準備期間と解除時期について

答（町長）避難指示解除準備区域は、町のみならず、町民の方々にも帰還に向けた準備を進めていただく区域であるというふうに認識しており、帰還を望む町民が将来の帰町に備え住宅の再建に取り組んでいただく期間であると考えている。帰町時期については、様々な状況を総合的に勘案し今年の春に判断をしてまいりたい。

問 商工業者の動向について

答（町長）現在、檜葉町内で営業を再開している事業者は小売業6社、サービス業5社、建設業8社、製造業5社、石材業等その他として3社、飲食業1社の計28社。また、町外における営業再開業者は126社となっている。

問 当分採算を考えられない状態であるため、再開に踏み切れない事業者が多いと思われるが

答（新産業創造室長）営業に関し不安を感じていることは承知している。町としては、今後県の補助とタイアップしながら、町でもそういった対応ができるよう検討してまいりたい。

問 帰町を見合わせる町民支援の重要性について

答（町長）やむを得ず帰町を当面見合わせる町民も少なくないことは感じている。

町としては個々の事情も配慮をしながら、これまでに実施されてきた支援が継続されるよう県・国に働きかけをしていきたい。

問 帰町に伴う役場の体制について

答（町長）町民の帰町に合わせて檜葉町役場の業務を再開させるという考えである。

問 高齢者等の医療、健康方面の町社協の対応は

答（町長）今の段階で帰町になった場合、一度に全町民が戻るということは想定しづらい状況、当然、いわき、会津、檜葉の三極体制になると考えており、そういうことを踏まえながら社会福祉協議会としても対応していく考えである。

問 災害公営住宅の建設時期と帰町判断について

答（町長・建設課長）災害公営住宅については、現在用地交渉を進めているところ、建設時期は平成27年度に建築工事に着手し、平成27年度後半には入居できるようにしたいと考えている。



◆帰町方針について

問 除染の効果について

答 (町長) 国が短期的に除染目標としている平成25年8月末までに平成23年8月末と比べ一般公衆の年間追加被ばく線量を約50%減少した状態・子供は60%減少した状態を実現することについて、一般公衆が約66%、子供が67%の達成と報告されている。

住宅除染後の空間線量率は線量率の高い地区では平均値で時間当たり0.63マイクロシーベルトとなっている。年間追加被ばく線量1ミリシーベルトが達成できるまで国へ要望していく考えである。

問 安心して住める環境、数字を町としてどのぐらいと考えているのか

答 (放射線対策課長) 町の目標とする数値は長期的に年間追加被ばく線量1ミリシーベルトを目指すとしている。

問 低線量被ばくに絶対的な正解はないというふうに言われている。目標実現のため徹底して除染をやっていただきたい。また測定地点から1メートルしか離れていない雨どいの下が3.7・4.8という高さ、除染後になぜこのように高い数字がでるのか

答 (放射線対策課長) 1メート

ルぐらい移動した場合、高いポイントがあるということだが、こういったポイントがまさしくこれからフォローアップ除染の対象になってくるところだと考えている。

問 屋内で0.38、0.46という線量では、当然安心して住めないということになってくる。この除染はどのような方法でやるのか

答 (放射線対策課長) 外部からの影響が多いということで、室外の除染をしっかり続けて取り組むということが室内の空間線量を下げる方法だと考えている。

問 原子力発電所の安全性について

答 (町長) 昨今の人的ミスとも思われる問題が生じたことに対し、現在の状況を的確かつ迅速に把握をし、責任と主体性を持って取り組むよう全社を挙げて早急な原因究明と改善を行い、各種マニュアルの再点検など徹底した再発防止策を強く事業者に求めたところ

問 東電の管理能力が問われたトラブルや事故がこの2月だけ見ても連続して発生している「圧力容器の温度計故障」「高濃度汚染水100トン漏洩」「使用済み核燃料プールの冷却が約4時間半にわたって停止」するなど、それらの事故が起きた場合に東電からの連絡、通報体制はどのようになっているのか

答 (環境防災課長) 震災発生時以降、25年の10月18日現在で5,620件の連絡等々は入ってきている。通報体制として、マスコミ発表と同時に町のほうには報告されている。

問 町としては具体的にどのように対応したのか

答 (環境防災課長) 2月12日から27日までの事故、人為的なミスと思われる部分においては、2月24日、福島市において所在町協議会を開催し、事業者を呼び会長から要請を行って

いる。

問 新聞には「この震災以降3年間でトラブルは201件、5日に1件の割合で発生しているのは異常だ」と載っているが、現時点でこういった状況を見たときに、帰町が可能と判断できるような状況には私にはなっていないと思うが、町長はどのように考えているのか

答 (町長) そういう状況を見たときに判断する際は非常に難しいであろうと、厳しいであろうというふうに思っている。

問 飲料水について、本当に大丈夫なのか

答 (放射線対策課長) 双葉水道企業団のほうで2日に1度放射性物質の検査をしており、検出されていないというような結果を報告いただいている。

問 木戸ダムの湖底にはどのくらいの放射性物質が含まれているのか

答 (放射線対策課長) 木戸ダムの放射性物質の検査結果については1万6,800ベクレルとなっている。

問 台風等によって水かさが増し、濁水になったときに、これは飲料水として利用できなくなる、これは当然だと思うが、そういった不安の要素である土壌を取り除いて、この水は大丈夫と言えるような状況にするよう国に対しても強く要求、要望すべきだと思うが

答 (町長) 飲料水は、大変重要な位置づけである。ダムの湖底を除染すべきであるということ、現在ろ過装置があるが、万が一のときの対処をするために、このろ過装置を追加設置をすべきであるということ、24時間モニタリングをポイントもふやしてやるべきであることなど、要望書としてまとめているところである。



◆世界一のJフィールドと するために

問 復興計画には「広域連携によるJヴィレッジ等を活用したまちづくり」を掲げているが具体的な施策をどのように考えているか

答 (町長) 各種スポーツを通じた観光、交流の拠点、住民の健康づくりの場、スポーツ医療拠点として活用を考えている。今後はJリーグチームの合宿や地元チームの準ホームタウン化などによる交流事業を初め、2020年東京オリンピックにおける練習拠点の一つとして活用を図り、日本サッカー協会、福島県などと連携しながら実現に向け尽力していきたい。

問 敷地内を50万ボルトの送電線が横切り、景観や土地利用が制限されているが、土地の有効活用や景観向上など様々な観点から送電線の地下埋設を検討すべきかと思うが

答 (町長) 議員が指摘する広野火力発電所からの50万ボルトの超高圧送電線については、Jヴィレッジ建設以前から設置されて

おり、また事業者の所有であることから地中送電化は困難であるというふうに考えている。

問 埋設により敷地を生かし様々な整備が可能。世界一の施設とし、町発展のため検討してはどうか

答 (町長) 現状、非常に困難であると思われるが、機会があれば東京電力、あるいは県・国に提案をしたい。

◆災害公営住宅の整備状況について

問 災害公営住宅の整備戸数、家賃、整備に至るまでの経過、完成の見通しは

答 (町長) 津波により家屋流失した方々の中で災害公営住宅を希望している37戸を計画している。しかしながら、避難生活も3年経過し現時点の考えの相違があるため、再意向調査を実施中。家賃は町独自の家賃減免に取り組みたいと考えている。整備は今後用地交渉を進め、設計、造成、建築を行い平成27年度後半より入居可能にしたいと考えている。

問 津波被災者以外で大規模半壊等により、公営住宅を希望する町民をどのように把握しているか

答 (町長) 全壊、大規模半壊以上の145世帯のうち、戸建ての災害公営住宅の希望は38世帯という結果。今後は既存の町営住宅の復旧との整合性を図りながら希望者の災害公営住宅の枠を確保していきたい。

問 既存の町営住宅の建築状況(戸数)、入居状況及び入居者は帰町後も引き続き町営住宅に入居を希望しているのか

答 (町長) 震災前の建築戸数は304戸、入居戸数は291戸。帰町後の入居希望について意向調査を実施した結果、平成26年2月末現在ですぐに戻るが102戸、戻らないが54戸、判断できないが21戸、未回答が114戸という結果。

問 新築する災害公営住宅と既存の町営住宅の住み分け(入居区別)で不公平が生じることはないのか

答 (町長) 新築する災害公営住宅は津波被災者及び半壊以上の世帯などを対象として計画、既存の町営住宅は、それ以外の住宅困窮者を対象として住み分けしており、不公平が生じることはないと認識している。

問 人口減少が避けられない中、双葉郡の住民の受け皿として住宅確保を含め、具体的な取り組みをすべきと思うが、帰還困難区域等の双葉郡住民の当地方への移住希望をどのように働きかけるのか

答 (町長) 楡葉町は双葉郡の復興拠点であり、安心・安全に暮らせる地域であるということを広く知っていただくため、新しいまちづくりの計画や現在の状況及びイベントなどの情報を積極的に発信し、長期避難者の方に双葉郡に住みたいと思っただけのよう努めてまいりたい。



◆田畑の除染について

平成24年度の田畑の除染が終了した後に営農再開に向けて農業復興組合を立ち上げ、水田の草刈りや耕起をして管理を行っている。そこで、以下について質問を行う。

問 田畑の土壌の汚染度の検査をしているか

答 (町長) 平成25年12月から26年1月にかけて、町内200カ所の水田で1カ所につき5つの地点で15センチの深さまで土を採取、試料を攪拌混合し、放射性濃度の測定を行っている。放射性物質濃度でセシウム137、134の合計値が最大キログラム当たり4,697ベクレル、最少で639ベクレル、平均で2,134ベクレルとなっている。

水田の除染は、ゼオライトとカリウムを散布し、それぞれ1回深耕する方法で行われたので、放射性物質は土壌に存在しているが、除染前で最大7,750ベクレルであったものが、除染後の最大は4,697ベクレル

であることから、一定程度放射線影響は低減できたと考えられる。

また、これまでの米の実証栽培からも放射性物質の移行係数は0.003と極めて影響が少ない結果が得られており、福島県における水稻等栽培管理計画に基づき、放射性物質移行の吸収抑制対策に効果があるカリウムに着目しながら、営農再開に向けた実証試験栽培を平成26年度も継続をしていきたい。

平成26年度は町内の土壌中のカリ成分を把握をするため、土壌サンプル検査を約300点予定をしており、今後の営農再開に向けて農業者が安心できるよう、土壌の特性を把握しながら、きめ細やかな営農再開に向けた対応を関係機関とともに検討していきたい。

問 最大値キログラム当たり4,697ベクレルと最小の639ベクレルの場所はどこか

答 (放射線対策課長) 最大値が上繁岡の二枚橋地区の水田、最小値が波倉の五反田地区の水田となっている。

問 25年度の除染された畑の検査結果は

答 (産業振興課長) 25年度は県のほうで町内4カ所ほど実施。土壌中の放射性セシウムの合計濃度が1,300から1,900ベクレルという測定結果が出ている。

問 農業用ため池27カ所あると思うが汚染土壌の検査は終了したか

答 (町長) 県が実施したものが24カ所、環境省が定期的を実施しているのが3カ所で調査結果が出ている。放射性物質濃度でセシウム137、134の合計値で最小がキログラム当たり229ベクレル、最大が4万8,000ベクレル、平均で1万4,509ベクレルとなっており、8,000ベクレルを超えたため池は19カ所。仮にため池から水田へ放射性物質が流入したとしても、水田に存在する放射性セシウムに比べて1,000分の1程度であると考えられているため、その影響は極めて低いと考えられる。しかし、風評や実際栽培する農家にとっては大きな不安材料となると思われるので、引き続き汚染状況とその影響を調査し、必要な対策を国へ求めていく。

問 榑葉町の農業用ため池は現在濁水状態だが土壌の剥ぎ取りなどを県に要請しているのか

答 (産業振興課長) 町としては以前から要望している。今回の加速化交付金において県と国とで調整し、要綱は取りまとめていると聞いている。

問 農業用施設、農業用の用水路とマスの除染は行なっているのか

答 (放射線対策課長) 農業用の用水路とマスについては一部平成25年度に着手した部分もあるが、それ以外は未施行である。26年度早い段階で除染をしていただくように国のほうに申し入れていきたい。

中間貯蔵施設（保管庫）建設の是非を問う住民投票条例の制定について

地方自治法第74条第1項の規定に基づき、条例制定請求代表者から住民投票条例制定の請求があったため【賛成4・反対6：否決】

◆賛成意見（要約）

- 将来の町の存続にかかわる問題は、町長や議会や一部の行政区のみで決めるものではなく、町民の意思により判断すべきである。
- 2,151名の署名という町民の声を議会として、しっかり受け止め判断すべき。
- 中間貯蔵施設設置には反対しているが、保管庫設置は容認している。中間貯蔵施設も保管庫も同じ施設であり設置は反対すべきである。
- 帰町時期の判断をしようという時に当該施設が設置されれば帰還意識が低下することは明白である。
- 将来的に最終処分場となる恐れがある。

◆反対意見（要約）

- 1月27日に町長が福島県知事に対し、中間貯蔵施設の設置見直しを求める要望書を提出しており、その動向を見極めるべき。
- 町も議会も、今でも一貫して設置に反対しており、議会も既に全会一致で反対決議を行っている。
- 双葉は一つということ考えた場合、今後大きなしこりを残すこととなる。
- 住民投票により、設置回避のためこれまで積み上げてきたモノが瓦解し、郡全体の復興を停滞させる危険性がある。
- 条例案に誤記や不備等があり、十分な精査が行われていない。

工事請負契約の締結・変更

- ◆中満造成宅地滑動崩落緊急対策工事契約の締結のため。【全員賛成：可決】
＜契約金額 1億3932万円・契約相手方 草野建設(株)＞
- ◆(株)二ノテックいわき営業所と締結した北地区マンホールポンプ災害復旧工事契約額の減額に伴う変更ため【全員賛成：可決】
＜変更後2億3335万950万円（1234万9050円の減額）＞
- ◆(株)二ノテックいわき営業所と締結した南地区マンホールポンプ災害復旧工事契約額の減額に伴う変更ため【全員賛成：可決】
＜変更後2億1508万9350円（2221万650円の減額）＞

2月臨時議会で議決された事項についてお知らせします

《 会期 平成26年2月12日：1日間 》

【平成25年度一般会計補正予算（第6号）】

予算総額に5千万円を追加し、歳入歳出予算総額 96億9289万7千円とする。【全員賛成：可決】
＜商業仮設店舗整備工事費＞

工事請負契約の変更

- ◆(株)フジタ東北支店と締結した樫葉中学校災害復旧工事契約額の増加に伴う変更ため【全員賛成：可決】
＜変更後1億6879万8千円（289万8千円の増額）＞



楢葉町帰町計画（案）について【説明：復興推進課】

《開会日：平成26年2月12日・3月17日》

◆帰町に関する基本的考え方

町は帰町計画に基づき実施してきた施策等の結果を踏まえ各要件が充足されているか確認し、除染・原発の状況については有識者等から意見を聴取。また、その結果を町民や議会に説明し、いただいた意見も参考とし、総合的に勘案したうえで、平成26年春に帰町の判断をする。

◆帰町可能と判断された場合

- ・帰町開始時期の目途を示すとともに避難指示見直しに向け国と協議を進める。
- ・帰町計画に基づき、具体的施策を示した実施計画を策定し実行する。
- ・町民へ「帰町・生活再建マニュアル」配布などを行う。

◆帰町可能と判断されなかった場合

- ・状況を見て、改めて判断を行う。

◆帰町判断の方法（考慮すべき要件）

《安全の確保》	《生活に必要な機能の回復》
除染の効果・除染廃棄物等の管理体制・放射線モニタリングの実施・放射線影響への対応・原子力発電所の安全性・防災、防犯対策など	電気、通信、上下水道等の復旧状況・交通インフラ（道路、バス等）の復旧状況・日常的な買い物の環境・一次医療、介護、福祉施設等・公共施設の機能の回復状況。

◆重点事項（帰町可能と判断後）

役 場 体 制 整 備	役場の全面再開に向けた準備。
情 報 提 供	帰町、生活再建に関する情報の提供
防 災 防 犯 対 応	防災対応の計画に基づく防災、防犯体制の確立。
暮らし再開に向けた環境づくり	準備宿泊、生活再建促進、健康管理体制整備、コミュニティの再構築、住宅確保など
事業再開促進及び新産業創出	商工業等の再開準備、農林水産業の再興、新たな産業の誘致・創造など
帰町を当面見合わせる町民への支援	避難生活支援継続、将来の帰町に関する取組など

◆楢葉町復興推進委員会からの提言＜新生ならはの実現に向けて＞

①住民自治	町民一人ひとりが担い手となって動かして行く。
②コミュニティ	地縁等にととまらず新たなコミュニティづくりが必要。
③Jヴィレッジ	Jヴィレッジ再生し復興のシンボルとしていく。
④健康・元気	しばらくは医療介護の人材不足が懸念されることから、健康維持、回復等に関する取り組みが必要。

⑤新産業	モックアップ施設を軸にロボット制御技術等の新産業の進出が見込まれ、新たな分野での人材育成なども期待される。
⑥まちなみ	コンパクトタウンや鉄道、高速道路の開通により交通の要所としての位置づけも高まりにぎわいのある町となることが期待される。

◆質 疑

- Q. 原発の安全性や除染(仮置場等)について
A. 原子力防災対策検討委員会や除染検証委員会における検討結果を踏まえ判断していく。
- Q. 災害公営住宅や防災計画の完成時期も踏まえるべき
A. 防災計画は26年度中に策定する予定、災害公営住宅は27年度末予定となっているが、仮設住宅など他の手法も検討しつつ判断していく。
- Q. 除染結果にも町内でムラがあるが、帰還は全町一斉に行うのか。
A. 区域見直しは全町一体で実施、線量の高いところには必要な対策を講ずる。

- Q. この計画では解除が既に決まっているように思えるが。
A. 解除ありきということではない。考慮要件を一つずつしっかり検証し、町民、議会の意見を聴いていく。
- Q. 町として各要件に一定の基準を示すべき(表現が抽象的)
A. 町としては各検証委員会等を設置し、専門家等による検討を行っておりその検討結果を基準としたいと考えている。
- Q. Jヴィレッジを核とした周辺利用をより具体化すべき(サッカー以外の利用等)
A. Jヴィレッジから町内へと人の流れが作れるよう検討していきたい。

楢葉町除染検証委員会からの提言【説明：委員長 児玉龍彦東京大学教授】

《開会日：平成26年3月17日》

基本方針として、町民目線できめ細やかな除染、健康管理、スクリーニングなど継続して実施し、安心できる生活環境保持のため、町民一人ひとりも関心を持って取り組む。

◆現状を踏まえた評価

- 生活環境における線量管理と防護対策について、全体として概ね達成、しかし従前の線量、生活環境に戻すための継続的に行うべきものも多く見られる。
- 個人の被ばく線量について、WBC検査は年々受診者が減少しており、特に若年層が激減。市販品により食生活のため内部被ばくの可能性は低い。
- 水等の安全について、水の数値とし安全は保持されているが、木戸ダムの湖底に汚染物質が堆積しており、それを飲み水として使用するには抵抗があるのが現状。上水道における放射性物質の混入をモニタリングできる測定強化が必要。また、地産地消を目指し精度が高い測定と情報周知、除染支援を行うべき。
- 農業等の再興について、現在、米について放射線の全袋検査を実施しているが、消費者に対し安全を確保することはもとより、万が一放射線が出た場合、その生産者を守る対策が最も重要である。
- 森林除染について、今後長い時間をかけて除染する対応策を検討していかなければならない。



【委員長 児玉龍彦教授】

- ・災害廃棄物の対応について、現状可燃ごみの減容が早急に必要。数年のうちに可燃ごみを処分していく対策を町独自でも確実にしておくことが非常に重要。

◆帰町判断について

人が住んでいるところは、きれいに整備され復興も加速化、人が住まなくなった場所は荒廃するという現状があり、町の復興は町民が戻った段階が本格的なスタートであり、町民が一人ひとり町をきれいにしていくという意識をもち、選択の幅を広げていく段階に来ているのではないかと考える。

戻る人に対する住宅のクリーニングアップ等の費用の担保がなされていることが重要である。

檜葉町の除染結果及び今後の予定【説明：環境省（福島環境再生事務所）】



【環境省（福島環境再生事務所）】

〈開会日：平成26年3月17日〉

平成26年3月末頃除染作業が終了予定。

◆除染の効果について、ほぼ全ての地域で線量が低減。

◆目標との比較について、年間追加被ばく線量が平成23年8月末と比べ、一般公衆で約66%、子どもで約67%低減し目標を達成している。

◆檜葉町の仮置場について、檜葉町内に24か所設置。搬入されたフレコンパック数は2月20日現在で49万3087袋。可燃物仮置場ではガス抜き管を設置し、

雨水等を防止するシートで被い、フレコンから出た水については、底部に遮水シート敷き集水タンク貯留し測定し安全確認後排水、周辺に門扉等を設置し容易に近づけないよう管理を行っている。

仮置場周辺の線量については、最大で0.3 μ Sv/hで、浸出水、地下水からは基準値超の放射性物質は検出されていない。

管理情報については毎月広報誌へ掲載。

◆今後の進め方について、今後、除染効果の維持確認のため事後モニタリングを実施し、除染効果が維持されていない地点についてはフォローアップ除染の実施を検討している（未同意等も含め26年度中に実施）。

◆質 疑

Q. 森林、池沼の除染はするのか

A. 森林については実証結果を検証し方針を取りまとめる予定。池沼除染については営農再開の観点から加速化事業で現在検討中。

Q. 仮置場のフレコンパックの劣化状況を把握しているか

A. 3年間の保障はされているが、現在3年を経過したものは無い。今後、移送などの際に確認していきたい。

Q. 全戸事後モニタリングを実施するのか

A. 全戸モニタリングを行い、各戸に報告を実施する。

Q. フォローアップ除染の基準は

A. 基準値については町により状況に違いがあるため、個々の町で事後モニタリング結果を精査し判断していきたい。

Q. 3年を経過した廃棄物の処理について

A. 政府としての方針は平成27年から中間貯蔵施設へ搬入としているので、これを目標に進めている。

総務環境常任委員会

◆低線量被ばくに関するリスク管理について

【調査日：平成26年2月3日】

低線量被曝リスク管理は町民が帰町を判断するうえで大きな要因となるため、学識経験者として福島県放射線健康リスク管理アドバイザーであり、長崎大学教授でもある高村昇氏による講演を実施しました。

この中で多くの専門家は、福島県における低線量被ばくに伴う健康被害のリスクは低いという評価を示している一方で、県民の意識調査結果からは、健康への影響について4割から5割程度の方が、依然として可能性が高い、あるいは非常に高いと感じているという結果が出ており、現実的なリスクと県民の認識には大きな差異がみられることが解りました。

この隔たりを埋めるには、信用性の高い検証結果を蓄積し、帰町者はもとより、居住を促す啓蒙活動や若者に対する安全意識の醸成など広く啓蒙すること重要な課題となってくることが予想されました。また、これには相応の時間と作業が必要であることも考察される結果となりました。



【長崎大学 高村昇教授による講演】

◆今後のまちづくり構想に関する調査

【調査日：平成26年2月21日】

新生楡葉をつくり上げるため策定委員会を設置し、協議が進められている「楡葉町土地利用計画アクションプラン」について、調査を行いました。

これは土地利用の観点から「産業再生エリア・コンパクトタウン整備エリア・竜田駅東側開発エリア」などのエリアを形成し、楡葉町及び双葉郡の復興を支える拠点形成を計画するものです。

調査の結果、Jヴィレッジや木戸駅の周辺開発など、盛り込むべき事項が盛り込まれていなかったことや双葉郡としての復興拠点として、医療や福祉などの施設をより具体的(病院や規模等)に表現するなど、移住者受入れに対する町としての意志表示を強く示す必要があると思われました。また、エリアの選定や工程が現実的に施行した際に適当であるのかなど、内容について、より検討を深めるべきであると思われる結果となりました。



【資料より抜粋】

経済福祉常任委員会

◆農業復興組合の実態調査

【調査日：平成26年2月7日】

将来、営農が再開される見込みのある農地について、県の支援事業を活用し、町で組織した、榎葉町農業復興組合の活動状況について調査を行いました。

榎葉町農業復興組合は平成25年3月5日に設立、5月から取り組みを開始し、各地区水稻生産組合、集荷業者、認定農業者、個人農業者等、7団体66名、個人38名、計104名の体制で活動しており、主に除染が終了した農地の草刈・耕起等の取り組みを行っています。

調査の結果、組合の取り組みについて、一定の成果は認められましたが、現実的な営農再開には課題が山積していることも確認できました。また、取り組みが行われない農地は、鳥獣・病害虫等の発生源となる恐れがあるため、町としての積極的な対応が必要であること、加えて、営農再開には、農作物の安全が大前提となるため、実証作付を引き続き実施し、集約した検査結果などを、広く周知し、農作物の安全性を浸透させる対策が重要であるとの結論を得ました。



【取り組み農地視察】

◆賠償に関する調査



【環境省より説明】

【調査日：平成26年2月14日】

平成25年12月26日に原子力賠償審査会より、第四次追補が示されたことに伴い、調査を行いました。

第四次追補において、移住にかかるものや住宅の修繕にかかるものなど、遅れていた避難者の生活再建に関する賠償について、一定の方向性が示されました。

しかし、この事項は、予てより幾度か要請・要望等を行っている経過があり、対応の遅さが感じられるとともに、榎葉町を含む避難指示解除準備区域における方向性としては具体的には示されませんでした。

この様なことから、町民が不利益とならないよう強く要望していく必要があると考えられます。また、賠償の方針等が示されていない部分や難解な表現等もあり、誤解を招いているケースが見られることから、国並びに東京電力には、賠償に関しスピード感をもって対応することはもとより、より明瞭な内容の周知と避難者間に不公平感を与えないような対策が求められます。

以上のことも踏まえ、引き続き十分な調査が必要であるとの結論となりました。

原子力発電所安全対策常任委員会

◆原発の廃炉及び汚染水に関する調査

【調査日：平成26年2月14日】

福島第一原子力発電所の廃止に伴う対策等及び同発電所において、今尚発生し、増加し続けている汚染水について調査を行いました。

第一原子力発電所においては、現在廃炉に向けた取り組みが進められており、4号機については、使用済み核燃料の取出しが開始されています。1号機から3号機に関しても順次、準備ができ次第、燃料の取り出し作業に入る計画とのことでした。

しかし、建屋内の状況が確認できていないことや廃炉計画に燃料の最終的な処分方法、高線量の瓦礫

の処理方法等必須条件となってくるものが検討されていないため、その必要性が感じられました。

汚染水については、1日約400m³の汚染水が発生し、随時タンクを増設し貯蔵している状況が続いており、遮水壁設置や地下水の汲み上げなどの対策が行われていますが、以前調査した時点から抜本的な解決策の進捗は見受けられませんでした。

汚染水を根本的に減らすには破損した建屋内の修繕が前提となるため、早期の実行が困難であることも確認されたことから、新たな技術等の利用研究を積極的に行い、貯蔵されている汚染水を減らす方法等もあわせて検討する必要性が認められました。

以上のことから、本件は引き続き充分注視し、継続した調査を行なうべきであるとの結論となりました。



【東京電力による説明】

東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会

◆井出川河口付近で発見された高線量破片の調査

【調査日：平成26年2月14日】

平成25年6月から7月にかけて、環境省が行った除染作業中に、町内の井出川河口付近で発見された高線量物質に関し、環境省並びに東京電力(株)に対し、説明を要請し調査を行いました。

発見された高線量物資は4つで東京電力において、発生場所やそこに至った経緯などについて分析を行った結果、この物質からコバルト60が検出されたことにより原子力発電所敷地内から発生したものであると推定されるが、発見場所に至った経緯については、海路や陸路などを特定することは出来なかったとの説明でした。

経路が特定できなかったことや山林など除染が行われていない場所も多くあることなどから、同様の物質が町内に散在する可能性を否定するには至らず、安全性を考慮すれば、除染とは別に調査（双葉郡等の広域的なものも含め）を行なう必要があると考えられました。

原因者等においては、その深刻性をよく認識するとともに、不安払拭の為に対策等を講ずる必要性があるとの結論となりました。

議会の活動【1月～3月まで】

日付	1月
6	仕事始めの式 (いわき、会津美里町出張所) 東京電力㈱広瀬社長来所
9	年末年始知事懇談会(福島市) 双葉地方町村議会議長・事務局長 合同会議(福島市)
10	所管事務調査打合せ(いわき市)
11	奇祭「大俵引き」(会津美里町)
12	平成26年榎葉町成人式(いわき市)
16	議会の活性化に関する特別委員会 (いわき市)
20	復興副大臣・政務官等と議会議長 との意見交換会(福島市) 双葉地方町村議会議長会議 (福島市)
21	義援金疑惑に対する町民の不信感 並びにその払拭の為の調査に関す る調査特別委員会(いわき市)
23	福島第一原子力発電所視察 (双葉町・大熊町)
24	議会運営委員会(いわき市)
26	平成23年榎葉町消防団出初め式 (榎葉町)
27	岩手県大船渡市議会視察随行 (いわき市、榎葉町)
29	第1回1月榎葉町議会臨時会
日付	2月
1	平成25年度榎葉町表彰式(いわき市) 新春交歓会(いわき市)
3	東日本大震災及び原子力災害に関 する特別委員会(いわき市)
4	会津美里町議会との交流会 (いわき市)
6	議会運営委員会(いわき市)
7	東日本大震災及び原子力災害に関 する特別委員会(榎葉町)
12	第2回2月榎葉町議会臨時会 (いわき市) 榎葉町議会全員協議会(いわき市) 議会の活性化に関する特別委員会 (いわき市)
13	義援金疑惑に対する町民の不信感 並びにその払拭の為の調査に関す る調査特別委員会(いわき市)

14	東日本大震災及び原子力災害に関 する特別委員会(いわき市) 東京電力㈱福島復興本社復興推進 室副室長来庁(いわき市)
18	双葉地方広域市町村圏組合議会保 健福祉常任委員会(広野町)
19	双葉地方広域市町村圏組合議会消 防厚生常任委員会(広野町)
20	双葉地方広域市町村圏組合議会総 務常任委員会(広野町) 全国原子力発電所所在市町村協議会 福島第一原発視察(大熊町、双葉町)
21	東日本大震災及び原子力災害に関 する特別委員会(いわき市)
22	常磐自動車道(広野一常磐富岡間) 再開通式(榎葉町・富岡町)
24	復興副大臣・政務官と議会議長と の意見交換会(福島市) 福島県町村議会議長会定期総会 (福島市) 福島県原子力発電所所在町協議会 (福島市) 双葉地方町村議会議長・事務局長 合同会議(福島市)
28	双葉地方広域市町村圏組合議会定 例会(広野町)
日付	3月
5	議会運営委員会(いわき市)
6	総務環境・経済福祉常任委員会合 同委員会(いわき市)
7	
9	平成25年度東日本大震災犠牲者 追悼式(榎葉町)
11	3月榎葉町定例会(いわき市)
12	
13	榎葉中学校卒業式(いわき市)
14	3月榎葉町定例会(いわき市)
17	全員協議会(いわき市)
18	あおぞらこども園卒園式(いわき市)
20	榎葉町南北小学校卒業式(いわき市)
24	議会の活性化に関する特別委員会 (いわき市)
25	双葉地方町村長・議長会議(郡山市)
26	福島第二原子力発電所副所長来庁 (いわき市)
28	離任式(いわき市)

町へ提言書を提出しました

檜葉町議会住民懇談会において、皆さまからご要望等をいただいた中で、町に対するものについて取りまとめ、4月18日に提言書として、町長へ手渡しました。
今後、国などにも要望活動行い皆さまの声を伝えてまいります。

《要望事項》

◆除染に関する事項

- 木戸ダム湖底・農業用ため池、農業用水路・住宅の屋内除染とモニタリングの実施・再除染、フォローアップ除染の基準公表・山林除染・除染未同意者対策・セメント瓦除染や代替案の検討・除染作業の丁寧な説明ときめ細やかな除染の実践

◆安全安心に関する事項

- 飲料水浄水施設に放射性物質除去装置の設置・飲料水（沢水を含む）の24時間監視システム設置・取水停止時の対応として飲料水貯蔵タンクの増設・医療（病院、歯科、眼科）福祉や介護サービスの充実と地元再開・防犯カメラ設置・定期放射能測定結果分布図公表・高線量屋敷防風林（イグネ）対応策・防波堤の迅速な復旧・中間貯蔵施設を最終処分場としない



◆帰町判断に関する事項

- 原発の安全性の担保・町民の安全安心が担保されての帰町・フレコンパックや仮置場が無くなってから帰町・帰町時期は町民が納得した上で判断

◆営農に関する事項

- 水田や畑の再開方針や具体的な計画の公表・水田取水口に放射性物質除去装置の設置・除染廃棄物の仮置場の農地再開計画公表・農業用地特区により農地の拡大利用を促進・鳥獣の被害防止対策

◆賠償に関する事項

- 財物等の賠償6分の2以降の今後の見通し・解除後における精神賠償の1年以降の継続・賠償に関するわかりやすい解説書の作成

◆学校に関する事項

- 帰町後の学校の運営、通学方法の早期公表・要介護支援児等に対する通学支援

◆その他

- 津波被害者の代替地対策・被災住宅の一部損壊等の取壊し対策

平成26年6月定例会は、6月中旬ごろ開会の予定です。

【開会日は、予定ですので変更となる場合があります。予めご了承ください。】

※議会を傍聴される際には、決まりを守り静粛に傍聴されるようお願いいたします。なお、席には限りがありますので、予めご了承ください。

●場 所

檜葉町いわき出張所 谷川瀬分室 2階 会議室
（いわき市平谷川瀬1丁目1-1）

《問い合わせ先》

檜葉町議会事務局
Tel : 0246-25-5561
Fax : 0246-25-5564

